

古代出羽国秋田城の積み上げ技法成形台一本造り軒丸瓦の研究

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2020-11-16 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 佐川, 正敏 メールアドレス: 所属:
URL	https://tohoku-gakuin.repo.nii.ac.jp/records/24319

古代出羽国秋田城の積み上げ技法成形台一本造り軒丸瓦の研究

佐川正敏

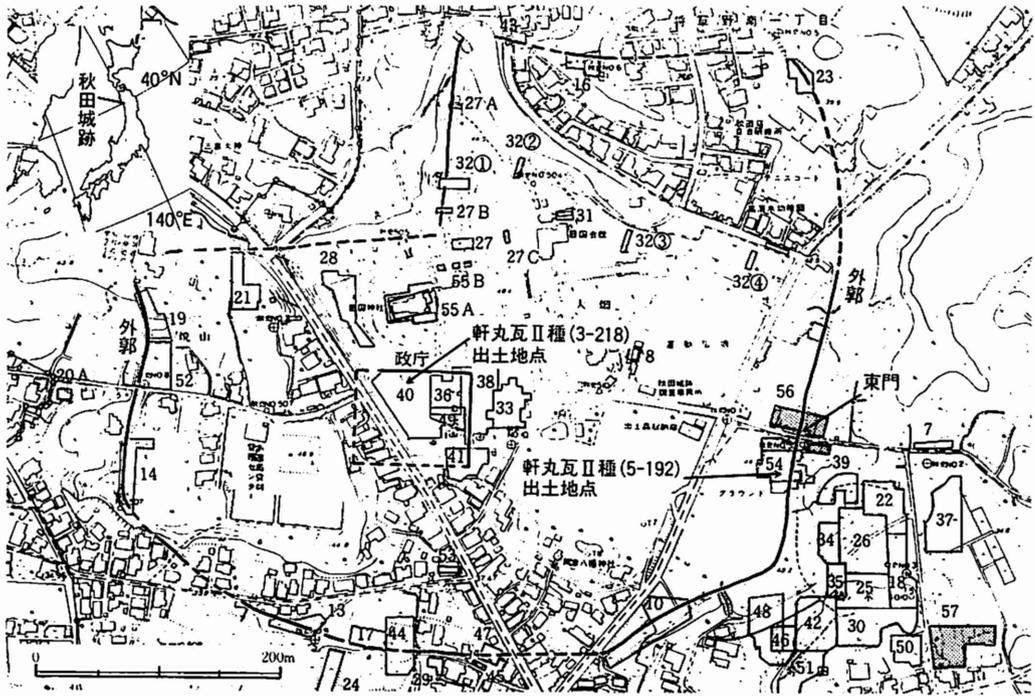
一 はじめに

本稿執筆のきっかけは一九九八年一月に宮城県石巻市文化センターで開催されていた展示「古代の瓦」を見学したことによる（阿波広子編 一九九八）。古代陸奥国と出羽国の城柵・官衙や寺院の瓦が一堂に集められていたので、それらを直接概観する絶好の機会であった。そこには秋田城跡（図一）で従来から知られた単弁一五弁蓮華文軒丸瓦（以下、軒丸瓦Ⅰ種と仮称・図五—3）のほかに、もう一種類出土していた単弁蓮華文軒丸瓦（以下、軒丸瓦Ⅱ種と仮称・図二）も展示されており、筆者はそれをはじめて見た。同センターの阿波広子氏によれば、秋田城跡調査事務所がこの軒丸瓦を展示用に貸し出すのははじめてのことで、展示を機にこの軒丸瓦の文様のルーツに関する手がかりが得られないかと期待している、ということであった。秋田城のある出羽国は渤海国使節の着岸地でもあり、文様のルーツの候補として渤海国もイメージされていたそうである。秋田城軒丸瓦Ⅱ種は半分に割れて半円形を呈しており、割れ面を左側にして展示されていた。筆者は何気なくその割れ面をガラス

越しにのぞき込んだ。するとその割れ面は破損して割れたものと異なり、粘土の接合面に沿って剝離したように見えた。その瞬間、筆者の脳裏に浮かんだのは、後述する奈良時代に平城宮の瓦工房で誕生した「積み上げ技法成形台一本造り」であった。

この製作技法が古代の出羽国や陸奥国にあったことを、今まで聞いたことはなかった。阿波氏にお願いして軒丸瓦Ⅱ種を直接観察することにした。その結果、軒丸瓦Ⅱ種はまちがいに積み上げ技法成形台一本造りによる製品であることを確認した。しかも、これは古代日本最北端の分布例であり、近隣に事例がなく、きわめて重大な発見といえる。

この結果と筆者の初歩的見解を秋田城跡調査事務所の日野久氏と伊藤武士氏に連絡したところ、軒丸瓦Ⅱ種は計二点しか出土していないことやそれらの出土地点などについてご教示を頂いた。それを具体的に観察し、さらに軒丸瓦Ⅰ種をはじめとするほかの秋田城跡出土の丸瓦、平瓦全体における軒丸瓦Ⅱ種の位置づけと年代を知るために、一九九九年二月に秋田城跡調査事務所へ赴き、資料調査ならびに日野氏等との意見交換を行った。その結果、軒丸瓦Ⅱ種の年



図一 秋田城跡発掘調査位置図と軒丸瓦II種の出土地点

代は九世紀第一四半期に近い時期と見られることがわかった。

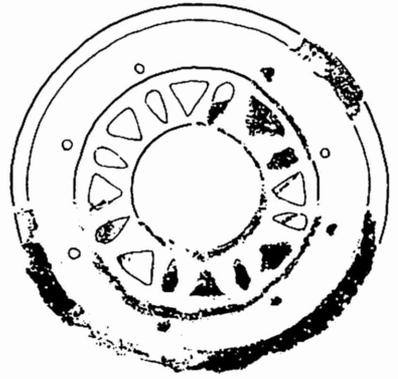
また、平城宮・京における積み上げ技法成形台一本造りについて詳細な研究を行ってきた奈良国立文化財研究所の毛利光俊彦氏と連絡を取り、本技法が八世紀第一四半期末に平城宮で考案され、八世紀末には衰退し始めることを再確認した。

平川南氏によれば、秋田城は出羽柵が天平五年（七三三）に移されて出羽国府となり、延暦二三年（八〇四）にそれが解除されるが、その後も国府の出先機関として機能していた（平川 一九八二）。古代日本最北端の中心地に、平城宮で誕生した瓦作りの技術が伝わった意義は大きい、と考える。以下、古代出羽国および陸奥国ではじめて確認された積み上げ技法成形台一本造りについて具体的に紹介し、その年代や系譜、さらに発見の意義について考察する。

二 秋田城の積み上げ技法成形台一本造り軒丸瓦

1 秋田城の軒丸瓦II種

軒丸瓦II種は瓦当直径が約一五センチメートルとやや小型の単弁蓮華文である。「平成三年度秋田城跡発掘調査概報」第六五図では単弁七弁に復原されているが、後述する外区内縁珠文は八個に復原されている（秋田城跡調査事務所ほか 一九九二）。出土している二点の軒丸瓦II種の拓本を合成、検討した結果、単弁八弁の復原も十分可能であることがわかった（図二）。完形品が見つかるまでは、単弁八弁案も考慮してほしい。蓮華文は相当簡略化されており、小振り



図二 秋田城軒丸瓦II種瓦当文様復原(1:3)

で突出する楕円形を弁と見れば、やや大きめで突出する逆三角形が間弁となろう。中房は直径が約五センチメートルあるので、大きく感ずるが、圏線で囲まれただけで、内部に蓮子を置かない素文である。外区は一重の圏線で弁区と区分される。

内縁には珠文を推定八個間隔をおいてめぐらし、外縁は高さのない平縁で素文である。瓦当側面幅が約四センチメートルであり、瓦当直径に比べて厚みをもった軒丸瓦とすることができる(図四—1・2)。二点とも色調が黄褐色ないし黄灰色を呈し、焼き質はやや軟質である。

軒丸瓦II種は弁と間弁の表現が簡略化され、中房にいたっては空間があるだけで完全に形骸化されている。なお、軒丸瓦II種の出土地点は第四〇次調査・政庁正殿北側土坑SK六六八(秋田城跡調査事務所ほか一九八五)と第五四次調査・外郭東門南西側城内湿地SG一〇三一の第一三・一四層(秋田城跡調査事務所ほか一九九二)である(図一)。

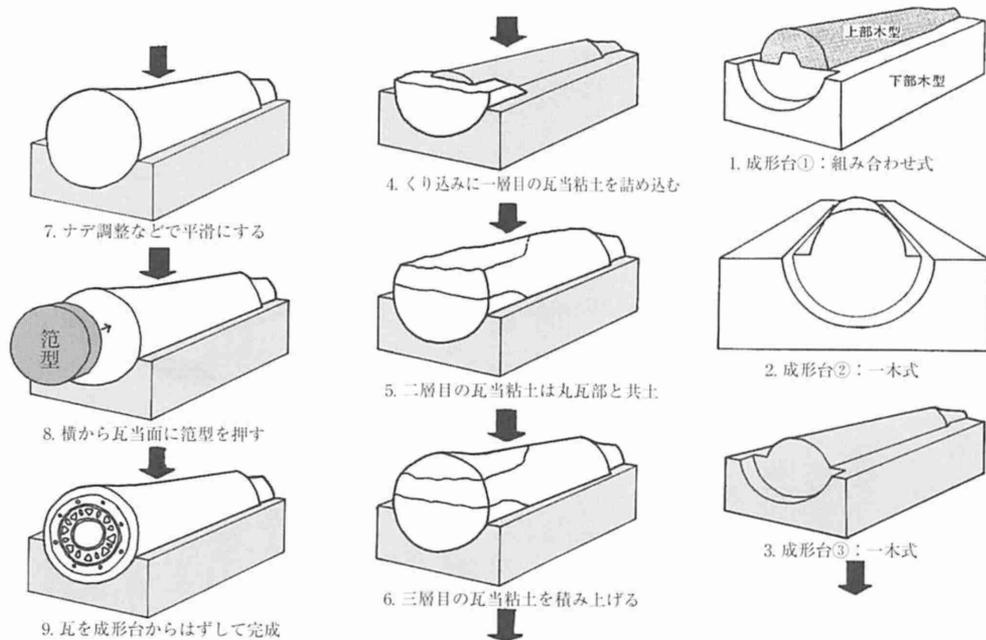
なお、秋田城には軒丸瓦I種・II種と組み合わせる軒平瓦がない。したがって、後述する平瓦のいずれかを軒平瓦の代わりに組ませてい

たのであろう。

2 積み上げ技法成形成台一本造りとは

古代出羽国や陸奥国を含む日本において、もっとも一般的な軒丸瓦の製作技法は、筈詰めし、成形した瓦当粘土に丸瓦を縦位置で接合する「接合式」である。後述する秋田城の軒丸瓦I種はそれによって製作されている(図五—3)。したがって、この技法によって製作された軒丸瓦の瓦当部と丸瓦部は接合位置で剝離しやすいので、瓦当裏面には丸瓦先端の円弧状の剝離痕が鮮明に残されることが多い(図五—5)。

これに対して、秋田城軒丸瓦II種に見られる「積み上げ技法成形成台一本造り」では、丸瓦の円弧状の剝離痕はまったく確認することができない。その理由を含め、本技法の製作工程についてまず説明する(図三)。本技法は従来「一本造り」と総称されてきた技法を鈴木久男氏が体系的に整理した中の「D技法(型造り成形)」の一部に相当するが(鈴木一九九〇)、鈴木氏はこれに特定の名称をつかなかった。その頃、平城宮・京のいわゆる一本造り軒丸瓦を調査、研究していた毛利光俊彦氏も一本造りの概念を再整理し、鈴木氏のD技法を「成形成台一本造り」と呼び、それを「積み上げ技法」と「折り曲げ技法」とに細分した(毛利光一九九二)。上原真人氏は成形成台一本造りを「横置き型一本造り」と呼ぶ(上原一九九七)。三者三様の名称を使っているが、筆者は従来から成形成台一本造りと呼んできたので、本文でもそれを使用する(佐川一九九三)。



図三 成形成台一本造りの成形成台（1・2）と秋田城軒丸瓦Ⅱ種に見る
積み上げ技術成形成台一本作りの工程復原（3～9）

本技法で重要な役割を果たすのがカマボコ形の成形成台である。軒丸瓦に残された痕跡を手がかりにして、成形成台の復原図を最初に提示したのは上原氏である（図三—1・上原一九八六）。上原氏が復原した成形成台は上部型と下部型の「組み合わせ式」になっているが、それは瓦当裏面に成形成台の組み合わせ部分の凹凸の圧痕が残されている場合からである。鈴木氏と毛利光氏はこの痕跡が残されていない場合の成形成台を、「一本」あるいは「一本式」と想定している（図三—2・3）。これらの成形成台は機能的に瓦当下半部の粘土を置く半円形のくり込み部分と丸瓦部の粘土を置く部分から構成されている。丸瓦部の側面をはめ込むための溝をもっている例もある（図三—2）。

軒丸瓦の製作にあたっては、成形成台に布をかぶせることが多い。まず正面のくり込み部分の下から瓦当粘土を水平方向に一〜二層積み上げる（図三—4）。そして、その上にやや長めの丸瓦部用粘土板の先端を乗せるようにしながら合体させ、丸瓦部は成形成台に押しつけてU字形にする（図三—5）。さらに、瓦当上端から丸瓦部にかけて部分的に粘土を積み上げて瓦当の上半部も成形成し、玉縁凸面を作り（削り）出して（行基の場合もある）、全体の成形を完了する（図三—6）。つぎに全体にナデ調整を施して平滑にする（図三—7）。最後に横から瓦当面に範型を押し（打ち込み）、瓦を成形成台からはずして完成する（図三—8・9）。この後に瓦当裏面・側面などにナデやケズリ調整を加え、成形成過程でついた布目痕を消去することもある。

以上の結果、軒丸瓦にはつぎのような痕跡が残されることが多い。

- ①成形台に布をかぶせた場合には、瓦当裏面（時には瓦当側面を含む）から丸瓦凹面・側面（時には玉縁凸面）にかけて連続する布目痕が残ることがある。
- ②粘土を層状に積み上げて瓦当部を成形するので、焼成後に粘土の接合面に沿って水平方向に剝離することがある。
- ③丸瓦部用粘土板は厚めで、先端が瓦当中央を構成するので、接合式の場合のように、瓦当裏面に丸瓦先端の円弧状の剝離痕を残すことはない。したがって、剝離した丸瓦部先端に瓦当文様が残っていたり、その縦断面形状も三日月形か半月形を呈するのである。
- ④粘土を成形台のくり込みの下から安定して積み上げるために、くり込みの奥行きは四〜五センチメートルと深いので、瓦当側面幅と瓦当厚は接合式の軒丸瓦と比べて大きいことが多い。

3 軒丸瓦Ⅱ種に見られる「積み上げ技法成形台一本造り」の

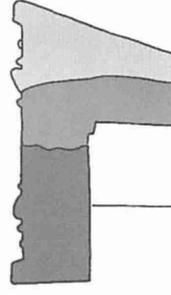
特徴

さて、筆者が秋田城の軒丸瓦Ⅱ種を積み上げ技法成形台一本造りと判断したのは、つぎのような特徴が残されているからである。まず、瓦当下半部を残す本資料の割れ面は、明らかに接合面に沿って剝離した結果生じたものであり、成形台のくり込みに手のひらか指で押し込んだ時についた軽い凹凸が残る（図四—5）。しかも、それは軒丸瓦を正立状態に見て、水平方向に発生している（図四—1〜3）。瓦当下半部の途中には、接合面の存在を示す層状の亀裂がないので、一塊りの粘土を使ったと見られる。瓦当側面幅が四センチ

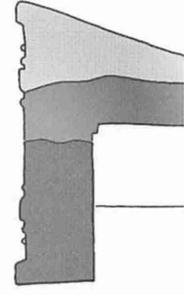
メートルと、瓦当径に比べて厚い点も、積み上げ技法の特徴を示す。つぎに瓦当裏面の向かって左側には丸瓦部の一部が残っている（図四—4）。本来右側にも丸瓦部の一部が残っていたが、そこは破損してしまった。しかし、左側の丸瓦部を上方から見ても、瓦当部粘土接合面には丸瓦の先端が確認できるという接合式に見られる現象はまったくなく、丸瓦部の粘土の一部と瓦当部粘土は一体の粘土（共土）から構成されていることも明白である（図四—5）。

さらに、瓦当裏面には成形台のカマボコ形の突出部分の当たりが残る（図四—6）。カマボコ形の突出部の上端は、瓦当面の中心よりやや高い位置にあたると推定される（図四—1・2）。瓦当裏面に残る縦方向の木目痕は、成形台が木製であることを示し、また、そこには組み合わせ式の成形台を示す痕跡がないので、成形台は一木式といえる。瓦当裏面は下半に横ナデ調整を施す程度で平坦であり、丸瓦部側面とは垂直をなす（図四—8）。残存する軒丸瓦Ⅱ種の下半部にはケズリ調整がほとんど認められないので、面に凹凸がなく滑らかであり、面と面の変わり目にも減り張りがある。これはまさに成形台のなせる技である。なお、瓦当裏面と丸瓦部凹面・側面には布目痕がないので、成形台には布をかぶせていない。以上から、軒丸瓦Ⅱ種の成形台は図三—3のように復原できる。

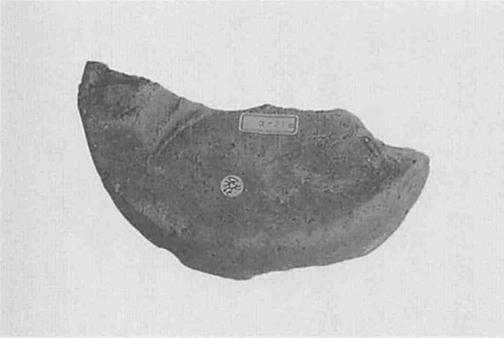
それではこのような成形台を使って行われた軒丸瓦Ⅱ種の製作工程を復原してみよう。まず、成形台のくり込みに瓦当下半部用の粘土をはめ込む（図二—4）。その高さは瓦当半径より少し大きい（図四—1・2）。この時に瓦当粘土の一部がはみ出し、丸瓦部側面の



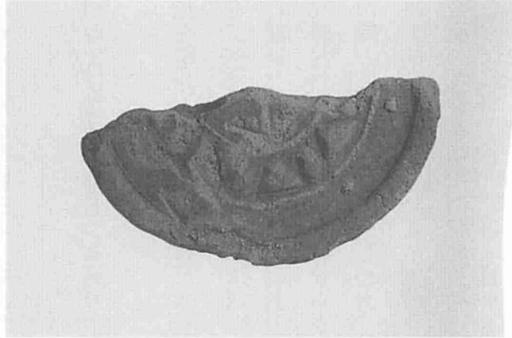
2. 軒丸瓦Ⅱ種 (5-192) の拓影と断面図 (1:4)



1. 軒丸瓦Ⅱ種 (3-218) の拓影と断面図 (1:4)



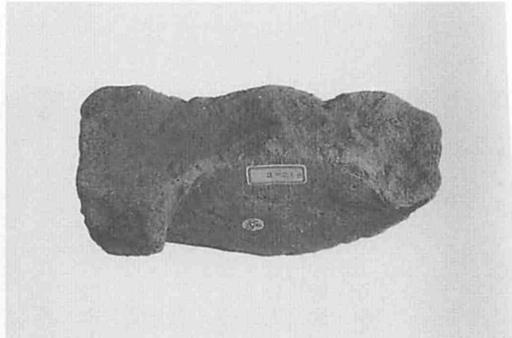
4. 軒丸瓦Ⅱ種の瓦当裏面と丸瓦部側面 (1:3)



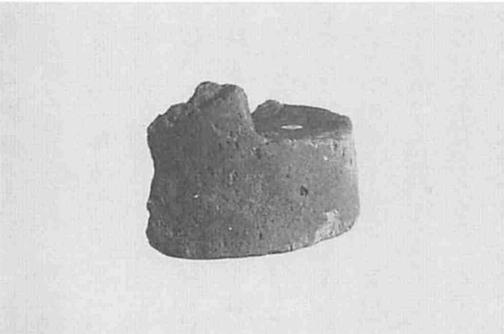
3. 軒丸瓦Ⅱ種 (3-218) の瓦当面 (1:3)



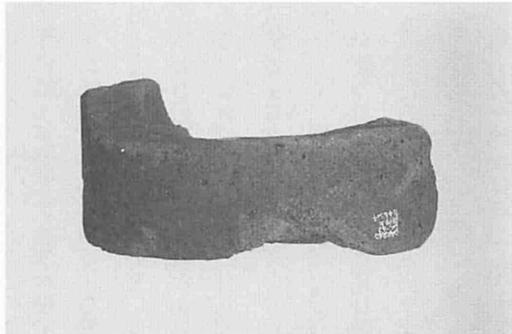
6. 軒丸瓦Ⅱ種の瓦当裏面に残る成形台の痕跡



5. 軒丸瓦Ⅱ種の瓦当粘土接合面 (1:3)



8. 軒丸瓦Ⅱ種の瓦当側面と丸瓦部 (横から)



7. 軒丸瓦Ⅱ種の瓦当側面 (顎から)

図四 秋田城軒丸瓦Ⅱ種と積み上げ技法成形台一本造りの特徴

一部も形成される。つぎの工程では、丸瓦部の大半を形成することになる板状の粘土を、成形台のカマボコ形の突出部に置いて押しつける(図四—5)。この時に粘土板の先端は瓦当の四分の一強の厚みをもつていたと推定され、瓦当下半部粘土の上に置かれる。最後の成形の工程は、実物資料がないので推定しているのだが、瓦当上部から丸瓦部にかけての粘土を付加したり、玉縁部を作り出したりしていたのであろう(図三—6)。その後、調整して全体を平滑に仕上げ、范型を打ち込んで完成したのである(図三—7—9)。

三 秋田城のA〜C三群の瓦と軒丸瓦II類の位置づけ

1 秋田城のA〜C三群の瓦

つぎに軒丸瓦II種が秋田城の瓦全体の中でどのような位置づけにあるのかを考えてみたい。秋田城の瓦については、長年秋田城を調査・研究してきた小松正夫氏の詳細な論考がある(小松 一九七六、一九八七)。筆者は氏の論考と秋田城跡調査事務所での瓦調査結果を検討して、A〜Cの三群にまとめられるのではないかと考えている(表一)。

A群は主に粘土板巻作りによる行基丸瓦(丸瓦Ib…図五—1)と凹面の広端側を幅狭く横ナデする平瓦(平瓦IIa1…図五—2)から構成される。小松氏によれば、A群は軒丸瓦を伴わないという。丸瓦Ibの凸面には縦位縄叩き目を施すが、それをほとんどナデ消す。平瓦IIa1は一枚作りである。このほか小松氏によつて粘土板

表一 秋田城の丸瓦・平瓦分類表〔(小松、1987)別表を改変〕

分類 技法	丸 瓦					平 瓦				
	I：行基(無段)		II：玉縁(有段)		III：不明	I		II		
	a	b	a	b		a1	a1	a2	b	
成 形	紐巻作り	板巻作り	紐巻作り	板巻作り	板巻作り	板桶巻作り	一枚作り	一枚作り	一枚作り	
調 整	叩き目 凸面 離れ砂	縄叩き目→ナデ消し	斜・縦位 叩き目→ナデ消し	斜格子叩き目	斜格子叩き目	縦位 叩き目	縦位 叩き目	斜・縦位 叩き目	斜格子 叩き目	
	布目 凹面	無	無	無	無	有	有	無	無	
	側面 ケズリ・面取り	有	有	有	有	有	有	有→ 少しナデ消す	有	
	狭端	1面取り	無	1面取り	無	無	1~2面取り	1~2面取り	1~2面取り	1面取り
	広端	無	無	無	無	不明	無	無	凹面寄り 1面取り	無
いぶし	無	有	無	無	無	有	有	無	無	
焼 成	未確認	普通	硬質	未確認	やや柔質	未確認	普通	硬質	無	
色 調	未確認	黄灰色 暗灰色	黒褐色	未確認	黄褐色	未確認	暗灰色	黒褐色	黄褐色 灰褐色	
備 考	小松、1987 による			小松、1987 による	1点のみ 確認	小松、1987 による			少量	

桶巻作りの可能性が指摘されている平瓦Ⅰa1が少量ある。これは凹面に杵板連結模骨痕を残すことを根拠とするが、今回の瓦調査では実物を見ていないので、次回検討したい。平瓦Ⅰa1とⅡa1はともに凸面に離れ砂を付け、また整然とした縦位縄叩き目を施し、さらに焼成の具合と色調も共通する。

B群は単弁一五弁蓮華文軒丸瓦(軒丸瓦Ⅰ種・図五—3・4)と粘土紐巻作りによる玉縁丸瓦(丸瓦Ⅱa・図五—7)、一枚作りの平瓦Ⅱa2(図五—8)からなる。軒丸瓦Ⅰ類は丸瓦Ⅱaを接合するが、接合前後に瓦当表面、瓦当裏面、瓦当側面を縄叩きする(図五—4・5)。丸瓦Ⅱ種は凸面に斜・縦位縄叩き目を施した後、それを部分的にナデ消している。平瓦Ⅱa2は凸面に斜・縦位縄叩き目を施し、凹面の狭端側を面取りし、凹面の布目痕を部分的にナデ消す。丸瓦、平瓦ともに須恵器のように硬質に焼成するものが多く、時には自然釉を発するものさえある。色調は黒色や黒褐色を呈することが多い。

C群は凸面に斜格子叩き目を施す丸瓦Ⅲ(図六—1)と平瓦Ⅱb(図六—2・4)からなる。丸瓦Ⅲは破片1点が見つかった。けなので、行基丸瓦か玉縁丸瓦かの区別ができない。平瓦Ⅱbは一枚作りである。斜格子目をもつ叩き板の形状は長方形で、その柄に近いところには「秋田瓦」、「秋」、「高水」の文字を刻んでいる。その叩き板は小松氏によって復原されている(図六—5・7)。これで凸面を平瓦の側面に対して斜めに叩きしめている。なお、小松氏は平瓦Ⅱbと組む丸瓦を粘土紐巻作りの行基丸瓦(丸瓦Ⅰa)と考

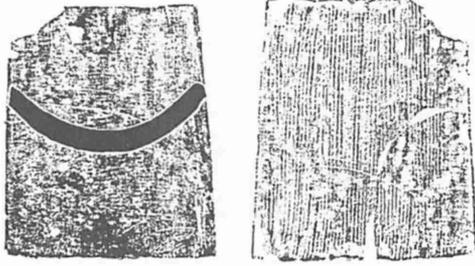
えている。凸面調整は縄叩き目で、点数もわずからしいが、これも今回観察していないので、次回検討したい。

さて、軒丸瓦Ⅱ種は丸瓦部を大きく欠くので、その凸面調整具は不明だが、二個体とも軟質に焼成され、色調は黄褐色あるいは灰褐色を帯びている。この特徴に近いものは、C群の凸面に斜格子叩き目を施す丸瓦と平瓦である。したがって、軒丸瓦Ⅱ種がC群に伴うものであるかどうかを確定することは、今後の重要課題である。

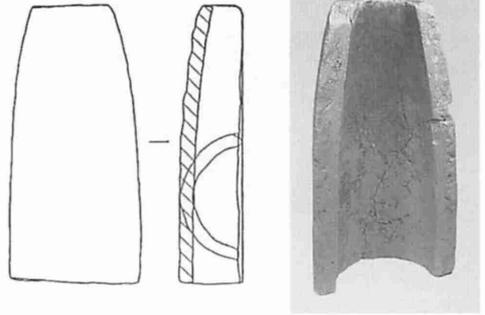
なお、小松氏によれば、粘土板巻作りの玉縁丸瓦(丸瓦Ⅱb)も少数ながらあるというが、今回の瓦調査では観察していないので、次回検討した。

2 秋田城A・C群瓦の窯と年代

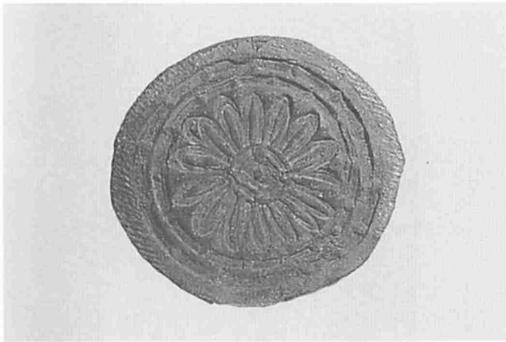
A群瓦は東面築地で落下した状態で発見され、鶺ノ木地区の井戸から「天平六年」の紀年をもつ木簡と共伴していることから、秋田城が天平五年(七三三)に出羽柵として創建されてほどない段階に、築地や門に葺いたと考えられている(小松 一九八七)。秋田城の北方では八世紀後半から九世紀末にかけて須恵器を生産していた新城窯跡群が見つかった(伊藤 一九九八)。とくにA群の平瓦Ⅱa1に類似する平瓦と丸瓦の破片は、新城窯跡群を構成する谷地Ⅱ遺跡1号窯(八世紀第3四半期操業)、大沢窯跡Ⅰ・1号窯(八世紀第3・4四半期操業)、谷地Ⅱ遺跡2号窯(八世紀第4四半期〜九世紀第1四半期操業)の窯内や灰原から見つかっており、須恵器とともに瓦も焼成されたことが判明している。しかし、その点数から見れ



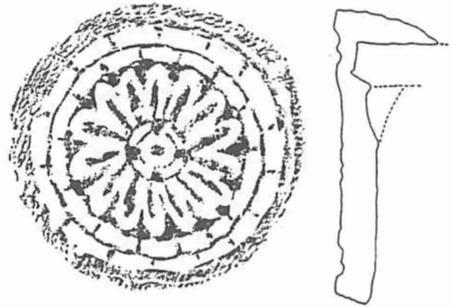
2. A群の平瓦Ⅱ a 1(1:10)



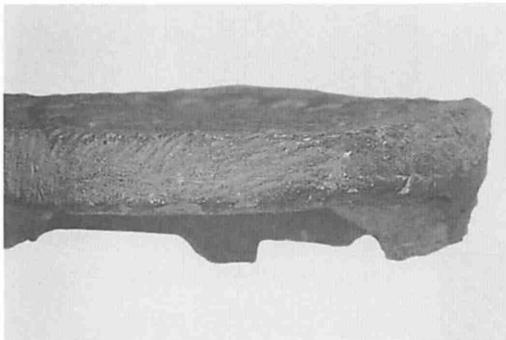
1. A群の丸瓦Ⅰ b (1:10) と粘土板巻き作り(右)



4. B群の軒丸瓦Ⅰ種の瓦当面(1:5)



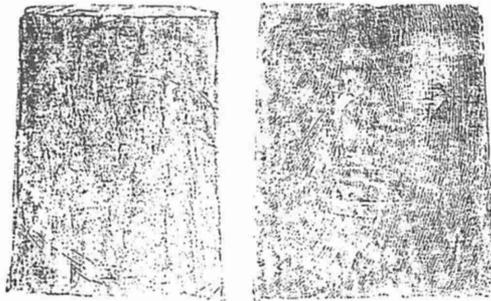
3. B群の軒丸瓦Ⅰ種の拓影と断面図(1:5)



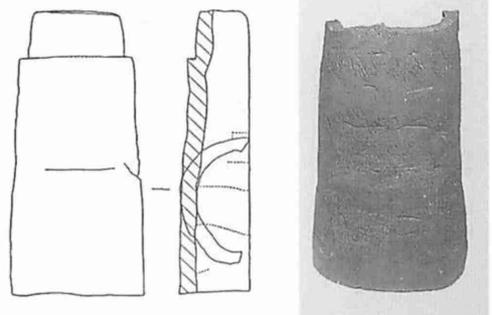
6. B群の軒丸瓦Ⅰ種瓦当側面(顎)の縄叩き目



5. B群の軒丸瓦Ⅰ種瓦当裏面と丸瓦接合部

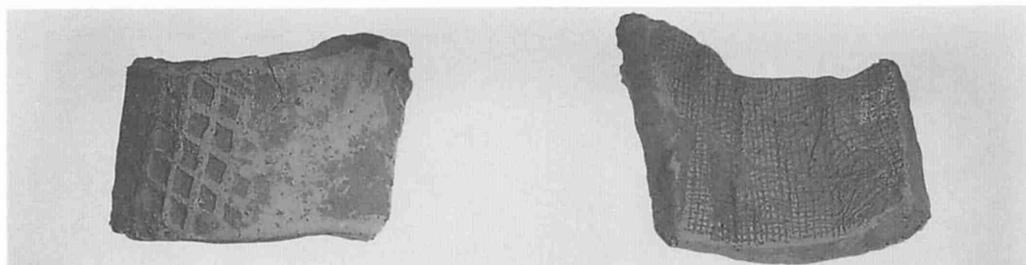


8. B群の平瓦Ⅱ a 2(1:10)



7. B群の丸瓦Ⅱ a (1:10) と粘土紐巻き作り(右)

図五 秋田城A群瓦(1・2)とB群瓦(4~8)



1. 丸瓦Ⅲ：凸面斜格子叩き目 (1:2)



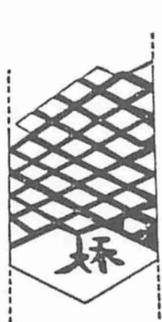
3. 平瓦Ⅱb：叩き板「秋」(1:5)



2. 平瓦Ⅱb：叩き板「秋田瓦」(1:5)

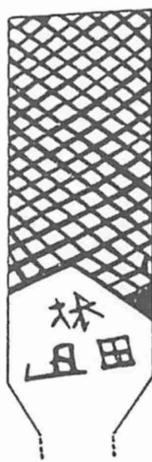


7. 「高水」



6. 「秋」

文字を刻んだ叩き板 (1:3)



5. 「秋田瓦」



4. 平瓦Ⅱb：叩き板「高水」(1:5)

図六 秋田城C群瓦の丸瓦・平瓦と叩き板

ば、これらの窯で八世紀第3四半期から九世紀第1四半期まで継続して瓦を大量生産していたとは考えられず、その年代幅は主として須恵器生産の操業期間を示すものであろう。また、出羽榑創建段階の草創期に当たる八世紀第2四半期に遡る窯は、この付近で見つからない。この時期の窯で発見されているのは秋田城東方にある手形山窯跡2号窯で、八世紀第2・3四半期の須恵器を生産している。手形山窯跡1号窯では八世紀第3・4四半期の須恵器を生産している。しかし、そこで瓦は今まで見つからない。A群瓦を最初に生産した窯はどこか。なぜそこから新城窯跡群へ移動し、外郭築地以外のどこに供給されたのか。A群瓦の生産の実態を解明するために、将来の手形山窯跡付近での継続調査に期待したい。

B群瓦は秋田城の東北方にある古城廻窯跡1〜3号窯で、九世紀第1〜2四半期のある段階に属する須恵器とともに焼成されている(小松ほか 一九九七)。その年代幅を前提に、B群の瓦が必要とされた契機について考えるならば、それは天長七年(八三〇)の出羽国大地震(「類聚国史」)か、あるいは嘉祥三年(八五〇)の出羽国大地震(「文徳実録」)からの復興のためであろう。とくに八三〇年の大地震は秋田城とその周辺地域に大規模な被害を与えている。したがって、筆者はB群瓦の製作年代を九世紀第2四半期と考えたい。C群の瓦のうち斜格子叩き目をもつ丸・平瓦の年代については、上層遺構、包含層から出土し、赤褐色土器を伴出することからことから、九世紀以降の所産と考えられてきた(小松 一九八七)。C群瓦を焼成した窯跡は目下不明である。秋田市羽白目遺跡の竪穴遺構

からもこの種の瓦が出土しているが、窯跡ではないという。したがって、出土状況から見ると、C群瓦は創建瓦であるA群瓦と八三〇年か八五〇年の大地震の復興瓦の可能性があるB群瓦との間に置くか、それとも元慶二年(八七八)の元慶の乱焼失後(「日本三大実録」)の復興瓦にあてるといふことになる。以下、秋田城軒丸瓦II種の年代を絞り込む過程で、C群瓦の年代も検討する。

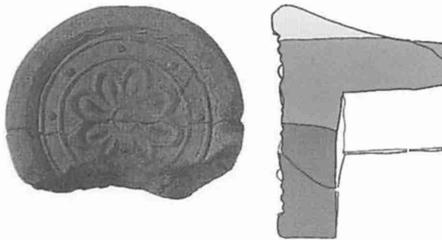
四 積み上げ技法成形成台一本造りの年代と秋田城軒丸瓦II種の年代

1 積み上げ技法成形成台一本造りの出現と存続、伝播の年代
毛利光氏は平城宮・京跡出土の成形成台一本造り軒丸瓦を研究した結果、積み上げ技法が平城宮・京出土軒瓦編年第II—1期末頃(神亀年間〜天平年間初頭)に平城宮用の瓦を焼成した中山瓦窯で発明されたこと、軒瓦編年第IV—1期(天平一七年〜天平宝字年間)にかけて存続することを明らかにした(毛利光 一九九一)。なお、その間、接合式も同時に存在し、むしろ積み上げ技法より主体的に用いられている。それにも関わらずこのような特殊な技法が発明された理由は何か。今後の大きな検討課題である。

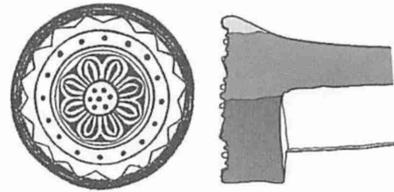
積み上げ技法は畿内より東では、富山県の越中国分寺(図七—3・4・西井ほか 一九八七)、愛知県の三河国分寺(図七—2・森ほか編 一九九〇)で確認されている。瓦当下半部、丸瓦部を含む瓦当中間部、さらに瓦当上部の順に三層の粘土を積み上げている

ことがわかる。これらはいずれも八世紀中頃から後半の年代のものであり、積み上げ技法は国分寺造営に関連して地方に広がったと考えられている(毛利光 一九九一)。その広がりの実態は、おそらく地方でまだ積み上げ技法の存在が気づかれず眠っている軒丸瓦の発見によって、徐々に解明されるであろう。なお、群馬県の高井原廃寺軒丸瓦A類も成形台一本造りだが(須田ほか 一九八六)、調査者の一人である高井氏のご教示によれば、積み上げ技法か後述する折り曲げ技法かの判断は困難という。

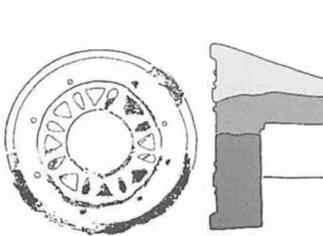
さて、越中国分寺と三河国分寺の軒丸瓦の文様も、それと組み合わせる軒平瓦も相互に同文である。さらにこのような特殊な技法まで同一となると、相互の類似性は偶然起こったのではなく、モデルとなる共通の文様があった可能性がある。そこで平城宮・京の軒瓦に類似する文様がないかと探してみると、両者の軒丸瓦の文様は平城宮出土軒丸瓦六三一一四に類似している(西井ほか、一九八七)。さらに、平城宮のたとえば六三一一四A(図七—1)は軒平瓦六六八一Aと組み合わせるのだが、この軒平瓦の文様の中心飾と一部の唐草を反転させてみると、越中国分寺と三河国分寺の軒平瓦に類似する感がある。六三一一四Aが積み上げ技法であることを考慮すれば、六三二四A—六六八一Aがモデルとなった軒瓦の有力な候補である。越中国分寺と三河国分寺の軒瓦は平城宮の官瓦窯で積み上げ技法を習得したが、文様にはあまり通じていない工人(地方から中央へ徴用されて帰国した者か、中央から派遣された者かは不明)が、平城宮の軒瓦六三一一四A—六六八一Aをモデルにして作ったのだろう。この平城宮の軒



2. 三河国分寺 (瓦当上部の接合面は推定)



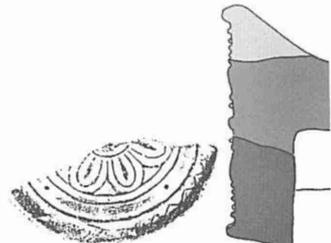
1. 平城宮6314A (接合面は推定)



5. 秋田城軒丸瓦Ⅱ種 (瓦当上部の接合面は推定)



4. 越中国分寺・外縁彫り直し品 (接合面は実例より推定)



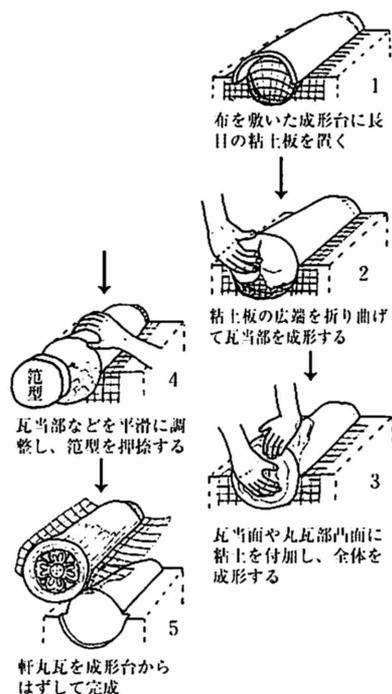
3. 越中国分寺・外縁鋸歯文あり (瓦当上部の接合面は実例より推定)

図七 平城宮と東国の積み上げ技法成形台一本造り軒丸瓦 (1:6)

瓦の年代は積み上げ技法が誕生して間もない平城宮軒瓦編年第二II期(天平初頭〜一七年頃)である。したがって、積み上げ技法が越中国分寺と三河国分寺に伝播した年代は、八世紀中頃と見るこ
とができる。

2 平城宮では積み上げ技法から折り曲げ技法へ

毛利光氏の研究によれば、平城宮の瓦工房では平城宮軒瓦編年第四II期(神護景雲年間)になると「折り曲げ技法」が出現し、それに交代されるように積み上げ技法が衰退する(毛利光 一九九一)。折り曲げ技法も成形台一本作りの一種であり、成形台は積み上げ技法で使用する成形台に類似するが、その上に置く丸瓦部用の粘土板の先端が台の外に長くはみ出し、それを折り曲げて瓦当部の基礎を成形する(図八)。実際はくり込みに粘土塊を詰め込んで瓦当下部としたものと合成する、瓦当面寄りにさらに粘土を足して厚みを



図八 折り曲げ技法成形台一本造りの工程

加えた瓦当部に仕上げる場合もある。しかし、その瓦当部は積み上げ技法の場合のように水平方向に層状に剝離することがない。

接合式の技法を含めて比較しても、折り曲げ技法は瓦当部が丸瓦部と一体なので、瓦当部が丸瓦部から剝離しにくい特質をもっていると指摘されることもある。しかし、折り曲げ技法が接合式を凌駕することはなく、接合式が依然主流なのであるから、その指摘の蓋然性は少ない。むしろ、平城宮においては瓦の大量生産にあたって、積み上げ技法における瓦当粘土の三回以上にわたる積み上げ工程をやめて、瓦当部の成形がほぼ一回で済むという効率性を重視して折り曲げ技法に移行していった、と見たほうがよいだろう。鈴木氏によつてまとめられた平安時代における折り曲げ式の変遷を見ても、瓦当粘土は徐々に薄くなっていく(鈴木 一九八六、一九九〇)。これは積み上げ技法で安定した瓦当粘土の接合を行うために、瓦当を相当厚めにしていたが、折り曲げ技法になってからは、その必要がなくなり、粘土も製作時間も節約されていったのである。

しかし、折り曲げ技法がいつ、どこで、どんな理由で発明されたかは依然明らかでない。毛利光氏は平城宮の場合、折り曲げ技法を採用した軒丸瓦の瓦当文様が飛雲文(六八〇一型式)という新たな文様であることから、この技法が外から導入されたものである可能性を示唆している(毛利光 一九九二)。奈良時代の折り曲げ技法は東国の下総国分寺(佐々木 一九八五、山路ほか 一九九四)や下野国分寺(大橋 一九九七)でも採用されている。前者の年代は八世紀第三四半期後半頃と推定している。後者(二A・B、二〇型式)

には創建当初の軒丸瓦で七五〇年前後の年代を与えており、平城宮の瓦工房で採用された年代よりずっと古い。後者の瓦当文様はその弁区文様が奈良時代末期から長岡京期にかけて作られた六二二九型式に類似し、六二二九型式も折り曲げ技法である。六二二九Bと組む軒平瓦六八〇二Bの文様は飛雲文であり、下野国分寺創建軒平瓦のなかにもこれと同文（4型式）があり、その範型はその後一〇〇年あまりも使用される。大橋泰夫氏はこれが祖型となって平城宮の六八〇二Bが成立したと見ている。しかし、七五〇年代後半以降奈良時代末期までの下野国分寺の軒丸瓦は接合式であるので、飛雲文軒平瓦が奈良に伝播した時に、折り曲げ技法は同時に伝播しなかったことになる。大橋氏は下野国分寺の折り曲げ技法を外部からの強い影響と考えている。なお、下野国分寺にも下総国分寺にも積み上げ技法は存在しないので、それを下地にして折り曲げ技法が誕生したともいえない。いずれにせよ平城宮の瓦工房で折り曲げ技法は奈良時代末期までに積み上げ技法を淘汰し、その後平安時代中期に平安宮の瓦作りとして盛行し、一一世紀前半から中頃まで存続する（鈴木 一九九〇、植村ほか 一九九四）。

なお、鈴木氏は大局的に見て、成形台は奈良時代末期から平安時代前期にかけて組み合わせ式から一木式に変化するという考えを提示している（鈴木 一九九〇）。佐藤隆氏はこれを支持する立場で、範の打ち込みの繰り返しによって成形台の組み合わせ部が断層のようにならずに、その影響で範も割れやすくなるので、一木式にしたと解釈をしている（佐藤 一九九二）。

3 秋田城軒丸瓦II種の製作年代と廃棄年代

以上の検討結果に基づくならば、秋田城軒丸瓦II種の製作年代は八世紀後半以後のいずれかの段階という可能性が高いことになる。つぎに、その廃棄年代を出土状況から検証してみよう（図一）。

二点ある軒丸瓦II種のうち一点は、外郭東門南西側城内にある湿地SG一〇三一埋土第一三・一四層から出土した。SG一〇三一の埋土第一三・一四層の下からは天平宝字年間から延暦年間の紀年銘木簡三〇〇余点と漆紙文書三〇余点が見つかっている。また、SG一〇三一の埋土第一三・一四層より上には八七八年の元慶の乱による秋田城炎上を示す焼土と炭化物を含む土層がある。さらに、共伴する土器の年代を考慮するならば、軒丸瓦II種がSG一〇三一に埋まったのは、九世紀第一四半期頃の可能性が高い。

もう一点の軒丸瓦II種は、政庁正殿の北にある築地SF六七七を破壊する土坑SK六六八から出土した。SK六六八からはB群の平瓦IIa2もみつかった。築地SF六七七は秋田城I・III期のものであり、IV期には位置をやや北にずらして掘立柱塀に改作され、これは八七八年の元慶の乱で焼けている。したがって、築地SF六七七がIV期に改作された契機は、八三〇年か八五〇年に発生した大地震後の復興の可能性が高い。仮にそうであれば、大地震で落下し不要となった軒丸瓦II種と大地震復興のためのB群瓦の平瓦IIa2の破損品が、SK六六八で共伴する可能性は十分にある。

以上から、軒丸瓦II種は八世紀後葉から九世紀第一四半期にかけて新城瓦窯群以外で生産され、城内のいずれかの屋根に葺かれ、八

三〇年か八五〇年の大地震によって落下、廃棄された可能性を考えておく。軒丸瓦Ⅱ種が生産された時期は、積み上げ技法成形台一本造りが平城宮の瓦工房で衰退し、廃され、その技法が波及した国分寺の造営も一段落しはじめる頃である。

五 秋田城軒丸瓦Ⅱ種とC群瓦の系譜

1 軒丸瓦Ⅱ種の系譜

軒丸瓦Ⅱ種が製作された契機は、秋田城における何らかの造営であろうが、軒丸瓦Ⅱ種の点数から見て、それは大規模なものではなかった。この瓦製作に関与した工人の中に積み上げ技法成形台一本作りを修得した工人がいたわけであり、そのような工人の存在なくして、この特殊な技術が在地的に発生することはありえない。本例のような技術伝播は工人が移住した、あるいは招来された結果なのである。それでは工人はどこから来たのだろうか。越中国分寺、三河国分寺、平城宮の瓦工人と、候補はいくつもあげられるが、それら以外の東国に確実な例は目下見あたらないので、かれらは出羽国から遠く離れた地方から渡来したと見られる(図七)。

その場所をある程度絞り込む手段の一つは軒丸瓦の文様である。秋田城軒丸瓦Ⅱ種の文様は単純化されていて、比較するべき資料を特定するのが大変困難な状況にあるが、単弁八弁同士ということで、あえて越中国分寺の軒丸瓦の文様と比較してみよう(図七—3、5)。すでに越中国分寺例のモデルの有力候補を平城宮六三二四A

と推定したが、この段階ですでに複弁四弁が単弁八弁に、丁字形の間弁がY字形に、内区内縁の珠文数が一六個から八個に簡略化されている。越中国分寺例は若干の時間をおいて、外縁の鋸歯文を削り落として素文にしている。さらに、ここで越中国分寺例の弁区の弁が輪郭線を失い、Y字形の間弁が三角形化し、中房蓮子や内縁外圏線が省略されると、秋田城軒丸瓦Ⅱ種にある程度近い文様となることに気がつく。

軒丸瓦以外にも、出羽国と北陸地方のつながりを示す資料がある。一九九八年の秋田城跡第七二次調査で見つかった漆紙文書の中の死亡帳には、九世紀中頃の嘉祥年間に死亡した人名が記述されており、本籍地を氏(ウジ)名にしている。それは越後国南部の高志を本貫地とする高志公、加賀国江沼(八二三年まで加賀国)を本貫地とする江沼臣であり、北陸地方から出羽国へ移住させられた者であった(平川 一九九八)。このように北陸地方は強制移住による住民の移植を含め、出羽国の後方支援の役割を果たしており、両者は緊密な関係にあったようである(平川 一九八二)。そのような関係を背景に憶測が許されるのであれば、越中国分寺創建に従事した瓦工人が、国分寺瓦工房での役目を終えた後に、あるいは秋田城へ招来され、瓦作りに関与したことも考慮に入れておく必要がある。

2 C群の丸・平瓦に見られる斜格子叩き目の系譜

まず、C群平瓦の凸面に見られる、斜格子叩き目と「秋田瓦」、「秋」、「高水」という供給地名を刻んだ縦長の叩き具(図六—2、7)の

系譜について考えてみよう。

下野国分寺の軒瓦、丸・平瓦凸面には、郡名の一部などの文字を刻んだ輪郭が方形であるスタンプ風の正格子叩き(型押し文字叩き)が頻繁に施されている(大橋 一九九七)。これは国分寺創建段階である七四〇年代からすでに存在し、九世紀第4四半期まで使われており、別の叩き具で瓦を叩きしめた後に、凸面に生産地の郡名を明示するためのいわばスタンプである。文字を刻まない小型の型押し叩き具による形骸化された数回程度の叩きは、隣国の上野国分寺や台之原廃寺でも見られる。しかし、秋田城の場合は、文字が供給先を示すスタンプであると同時に、叩き具でもある。そして、叩き板が長大で、これによって平瓦凸面全体を放射状に叩きしめている。秋田城と下野国分寺の格子叩きとの間には以上のような相違があるほか、軒丸瓦の製作技法も前者が積み上げ技法をとり、後者が折り曲げ技法をとるという大きな違いがある。

福島県腰浜廃寺の平安時代(九世紀中頃)の軒平瓦は、顎面に縦型による文様を施すという特徴をもつが、平瓦部凸面には短めの斜格子叩き目が施されている(福島市教育委員会 一九七九、辻 一九八八)。しかし、そこに供給先の名称を刻むことはない。しかも、これと組む軒丸瓦は、前述した二種類の成形台一本造りとは異なる杵型(縦置き型)一本造り(辻氏の腰浜C技法、鈴木久男氏の瓦当面はめ込み成形)で成形され、瓦当裏面の下縁に沿う土手状の高まりを残す。

文字を刻んだ長手の叩き板を使用した例は、一〇世紀頃に平安宮

で使用された「警固」などの文字を刻んだ斜格子叩き目である(平安博物館編 一九七七)。この叩き目は平瓦の狭端から広端にまで達する長いもので、瓦の側面に平行に、しかもほとんど重複せずに押しつけている。これは福岡県(筑前)産の搬入品で、しかも桶巻作りで製作されており、分割破面を調整しない習慣をもっている。当時の日本では一枚作りで凸面縄叩き調整が、通常の平瓦の製作技法である。筑前産のこの種の瓦は明らかに新羅の技術を色濃くとどめているのである。これは軒瓦の瓦当文様でも指摘できるし、とくに軒平瓦は新羅伝来の包み込み技法で製作されている。秋田城の斜格子叩き目をもつ平瓦は一枚作りであり、叩き具は瓦の側面に対して斜めに放射状に当たっている。秋田城のC群の平瓦と十世紀の筑前産の斜格子叩き目をもつ平瓦を比較するならば、叩き具は類似するが、ほかの技術的特徴の差が大きすぎ、直接的なつながりは認められない。なお、平安時代の九州と新羅の軒丸瓦の製作技法は接合式である。

以上から、奈良時代後半から平安時代にかけて凸面調整に格子叩き目を施す例は、非常に少ないことがわかる。しかし、上記の諸例はいずれも秋田城C群瓦の斜格子叩き目と一定の差異があり、その系譜を限定することができなかった。上原氏と鈴木氏のご教示によれば、平安時代中・後期に畿内と東国で斜格子叩き目を施す瓦を生産していた可能性はきわめて低い。そうであれば、秋田城C群の丸・平瓦の年代的位置づけの候補としてあげた八七八年の元慶の乱焼失後という可能性は、ここにおいてほぼなくなったといえよう。した

がつて、筆者はC群の丸・平瓦の年代が、A群瓦製作終了後の八世紀第4四半期からB群瓦製作以前の九世紀第1四半期までの期間に絞られつつあると考えている。

3 秋田城軒丸瓦II種はC群瓦と共伴するのか

このようにC群瓦の年代が基本的に軒丸瓦II種と一致する可能性があることは、両者が共伴する可能性をも高めたといえる。しかし、それはまだ確定的ではない。たとえば、越中国分寺の軒丸瓦に伴うと考えられている丸瓦は行基丸瓦が主体であり、平瓦はその凸面の調整が離れ砂を撒く縦位縄叩き目なのである(西井ほか 一九八七)。西井氏のご教示によれば、越中国分寺を含む北陸地方の格子叩き調整の年代は、今のところ白鳳時代から奈良時代初頭にほぼ限定されるといふ。筆者は越中国分寺の軒丸瓦が秋田城軒丸瓦II種の様と技法のモデルの候補にならないかと、希望的憶測を試みた。これを憶測の域から脱するためには、それぞれに共伴を考える丸・平瓦の調整手法が、両方の地で一致しない理由を説明しなければならぬ。この点も今後の課題としておこう。

六 まとめ

まず、最大の成果は、秋田城軒丸瓦II種が積み上げ技法成形台一本造りで製作されたことを確定できたことである。その技法の分布上、日本最北端にあたる。その製作年代は八世紀後葉から九世紀初

頭の可能性が高く、C群瓦の製作年代もそれにほぼ近い。この時期、八〇四年には出羽国府が秋田城から移動するという転機が訪れるが(日本後紀二・平川 一九八二)、新技法を習得した工人を招来して軒丸瓦II種を製作した契機は何で、所用建物はどこだったのか。これらの瓦は八三〇年か八五〇年の大地震によって落下し、大部分は廃品として処理され、土坑などに埋められたのであろう。いまだまとまって発見されたことがないことから見て、将来そのような遺構が発見されることを期待したい。それによって軒丸瓦II種が製作された契機や所用建物、C群瓦との共伴問題も解明されよう。

つぎに秋田城軒丸瓦II種を含むA・C三群の瓦間の相違は、何を示しているのか。筆者は単なる時間上の変化ではなく、それぞれまったく系譜を異にする工人集団によって製作されたことを示しているだろうと考える。たとえば、B群瓦に共通する高温焼成を示す硬質なこと、軒丸瓦I種が接合式であること、その瓦当・裏面・側面を縄叩き調整すること、丸瓦IIaが紐巻作りであることを見れば、軒丸瓦II種およびC群瓦との差は歴然としている。秋田城B群瓦のこれらの特徴は、むしろ陸奥国多賀城の第III期や第IV期の瓦群に類似している(多賀城跡調査研究所 一九八二)。八世紀後葉から九世紀初頭にかけての年代を推定した積み上げ技法成形台一本造りと斜格子叩きの調整技法は、九世紀中葉の秋田城B群瓦に対し、何らの影響も残さなかつたのである。それはなぜだろう。積み上げ技法をもった工人と斜格子叩きの調整技法をもった工人たちが、それぞれの瓦製作の完了をもって秋田城の工房を離れ、これによって秋田城

からは造瓦技術が途絶え、B群瓦を製作しようとした九世紀中葉には、秋田城に瓦工人がいなかったため、多賀城の造瓦組織から工人を招来したと見ることはできないだろうか。つまり、秋田城には須恵器製作の工人と窯はあっても、造瓦組織が常備されていなかったため、瓦の需要があるたびに、多賀城を含む外部に依頼して、瓦工人を招来していた可能性がある。

このように考えるならば、軒瓦II種などが製作されたであろう八世紀後葉から九世紀初頭こそは、宝亀十一年(七八〇)の伊治公啓麻呂の乱で焼失した多賀城の復興に忙しい多賀城第三期にあたる。したがって、秋田城は多賀城に瓦工人を求めることができず、遠方から瓦工人を招来して臨時に造瓦組織を設置したのであろう。同様の視点で、秋田城B群瓦が製作されたであろう八三〇年ないし八五〇年頃は、瓦生産を含む多賀城第三期―二期の造営がすでに完了していた時期なので、多賀城から瓦工人を招来することができたのではないだろうか。このように秋田城の造瓦組織は、各段階の出羽・陸奥両国の状況に応じて、陸奥国多賀城系の瓦工人と出羽国・陸奥国以外の瓦工人という異なる系列の工人によって動的に構成されていたという可能性を、仮説的に提示しておく。

以上、秋田城軒丸瓦II種をめぐって相当大胆な論を展開してしまつた。とくに三群の瓦の系譜に関する問題を闇に葬りたくない筆者のこだわりがあつたので、いろいろと可能性を提示しておいたまでである。ある意味では筆者自身に課題を課したのであり、今後秋田城を含む出羽国と陸奥国の瓦を、日本的・東アジア的な視野で研究

していきたい。なお、秋田城国府説と非国府説について、熊谷公男氏からご教示を頂いたが、本稿の主題ではないので、今回とくに触れなかった。山形県酒田市にある城輪柵の瓦についても研究中有るので、その結果を公表する際に、その問題を検討してみたい。

石巻文化センターでの展示は、前任地である奈良国立文化財研究所で一二年間瓦の研究に従事してきた筆者にとって、東北地方のほとんどの古代城柵・官衙の瓦を総覧するまたとない機会であった。

そこで秋田城軒丸瓦II種の「積み上げ技法成形成台一本造り」と出会い、感動で手が震えた。平城宮の瓦工房で誕生したこの技術が、遠く秋田城まで伝わっていたと思うと、妙な懐かしさを覚えた。本研究をまとめるためにその後四ヶ月間各地で資料調査や情報収集を行い、以下の多くの方々に諸々のご教示をたまわり、また便宜を図って頂いた。積み上げ技法発見の契機を作って頂いた石巻文化センターの阿波広子氏。秋田城の瓦についてご教示下さった秋田市教育委員会文化課の小松正夫氏、秋田城跡調査事務所の日野久氏、ならびに秋田市教育委員会文化課の伊藤武士氏。平安時代の斜格子叩きについてご教示下さった福岡県九州歴史資料館の栗原和彦氏、元興寺文化財研究所(前太宰府市教育委員会)の狭川真一氏。畿内の成形成台一本造りについてご教示下さった奈良国立文化財研究所の毛利光俊彦氏、京都大学の上原真人氏、京都市埋蔵文化財研究所の鈴木久男氏。国分寺などの成形成台一本造りについてご教示下さった富山県の西井龍儀氏、富山県埋蔵文化財センターの久々忠義氏、市立市川考古博物館の山路直充氏、群馬県埋蔵文化財調査事業団の高井佳弘

氏、栃木県文化振興事業団埋蔵文化財センターの大橋泰夫氏、仙台
図南萩陵高校の佐々木和博氏。関連文献を提供して下さった群馬県
歴史博物館の飯島義雄氏。秋田城の国府説・非国府説についてご教
示下さった東北学院大学の熊谷公男氏。陸奥国と多賀城の瓦につい
てご教示下さった宮城県多賀城跡調査研究所の柳沢和明氏と東北学
院大学の辻秀人氏。以上の各位に対して衷心より感謝申し上げます。

参考文献

- 小松正夫 一九七六「秋田城の出土瓦について」『東北考古学の諸問
題』三八九—四〇六頁 東出版・寧楽社
- 平安博物館編 一九七七「文字瓦の性格とその意義」『平安京古瓦図
録』三三五—三三九頁 雄山閣出版
- 福島市教育委員会 一九七九「腰浜廃寺確認緊急調査報告書」(福島
市埋蔵文化財報告書第五集)
- 宮城県多賀城跡調査研究所ほか 一九八二「多賀城跡政庁跡」
平川南 一九八二「律令制下の多賀城」『多賀城跡政庁跡』四二九—
四七一頁 宮城県多賀城跡調査研究所ほか
- 秋田城跡調査事務所ほか 一九八五「秋田城跡—昭和五九年度秋田
城跡発掘調査概報—」
- 佐々木和博 一九八五「下総国分二寺軒瓦の基礎的検討」『論集日本
原史』七五三—七七三頁 吉川弘文館
- 須田茂・高井佳弘 一九八六「付編 台之原廃寺の瓦について」『台
之原廃寺跡Ⅱ』(薮塚本町埋蔵文化財調査報告書第七集)三三一—四

三頁 群馬県薮塚本町教育委員会

上原真人 一九八六「仏教」『集落と祭祀』(岩波講座・日本考古学
4)三〇七—三六六頁 岩波書店

小松正夫 一九八七「秋田城跡の瓦」『第一三回古代城柵官衙遺跡検
討会資料』七一—七五頁 古代城柵官衙遺跡検討会

鈴木久男 一九八七「平安京右京七条一坊の軒瓦について」『長岡京
古瓦聚成』(向日市埋蔵文化財調査報告書第二〇集)二〇三—二
二六頁 向日市教育委員会

西井龍儀ほか 一九八七「越中国分寺跡」『北陸の古代寺院』二六〇
—二六八頁 桂書房

辻秀人編 一九八八「陸奥の古瓦」 福島県立博物館

森郁夫 一九九〇「畿内と東国の瓦」『畿内と東国の瓦』一四二—一
六〇頁 京都国立博物館

鈴木久男 一九九〇「一本造り軒丸瓦の再検討」『畿内と東国の瓦』
一八九—二二四頁 京都国立博物館

毛利光俊彦 一九九二「成形台一本造りの展開」『平城宮発掘調査報
告 XIII—内裏の調査Ⅱ—』(奈良国立文化財研究所学報第五十冊)
二七〇—二七六頁 奈良国立文化財研究所

秋田城跡調査事務所ほか 一九九二「秋田城跡—平成三年度秋田城
跡発掘調査概報—」

佐藤隆 一九九二「飛雲文系軒瓦について」『長岡京古文化論叢Ⅱ』
一一七—一二六頁 三星出版

佐川正敏 一九九三「屋瓦」『平城宮発掘調査報告 XIV — 第二次大極
殿院の調査 —』（奈良国立文化財研究所四〇周年記念学報第五一
冊）九六 — 一二九頁 奈良国立文化財研究所

山路直充・領塚正浩ほか編 一九九四「下総国分寺 — 平成元〜五年
発掘調査報告書 —」市川市教育委員会・市立市川考古博物館

上村和直・上原真人ほか 一九九四「瓦と瓦窯の変遷」『平安京提要』
六一七 — 六七六頁 角川書店

小松正夫・日野久ほか 一九九七「古城廻窯跡発掘調査報告」（秋田
市史叢書一） 秋田市史編さん室

上原真人 一九九七「古代の出張製作」『瓦を読む』（歴史発掘一一）
一四四 — 一四五頁 講談社

大橋泰夫 一九九七「下野国分寺跡Ⅱ」（栃木県埋蔵文化財調査報告
書第一六九集） 栃木県教育委員会・（財）栃木県文化振興事業
団

伊藤武士 一九九八「秋田城跡周辺須恵器窯の動向について」『秋田
考古学』第四六号一 — 三五頁 秋田考古学協会

阿波広子編 一九九八「古代の瓦」 石巻文化センター

平川南 一九九八「秋田城跡第七十二次調査出土漆紙文書について」
『秋田城跡第七二次発掘調査現地説明会資料』九 — 一六頁 秋田
城跡調査事務所

引用図版出典

図二・秋田城跡調査事務所ほか 一九八五「秋田城跡 — 昭和五九年

度秋田城跡発掘調査概報 —』の第三二図と秋田城跡調査事務所ほ
か 一九九二「秋田城跡 — 平成三年度秋田城跡発掘調査概報 —」
の第六五図を合成

図三 — 1：上原真人 一九八六「仏教」『集落と祭祀』（岩波講座・
日本考古学 4）三六四頁 岩波書店

図三 — 2：鈴木久男 一九九〇「一本造り軒丸瓦の再検討」『畿内
と東国の瓦』一八九 — 二二四頁 京都国立博物館の図五

図五 — 1・2・3・7・8、図六 — 2・7：小松正夫 一九八七
「秋田城跡の瓦」『第一三回古代城柵官衙遺跡検討会資料』七一 —
七五頁 古代城柵官衙遺跡検討会

図七 — 2：森郁夫・難波洋三編 一九九〇「単色図版・図面」『畿
内と東国の瓦』一一 — 一四頁 京都国立博物館の図版・実測図
三一二を改変

図七 — 3・4：西井龍儀ほか 一九八七「越中国分寺跡」『北陸の
古代寺院』二六〇 — 二六八頁 桂書房の図一七三・一七四を改
変

図八：望月精司 一九八七「戸津古窯跡群・ニツ梨古窯跡群」『北陸
の古代寺院』一九一 — 二〇〇頁 桂書房の図九二を改変

表一：小松正夫 一九八七「秋田城跡の瓦」『第一三回古代城柵官衙
遺跡検討会資料』七一 — 七五頁 古代城柵官衙遺跡検討会の別表
を改変

遺跡検討会資料』七一 — 七五頁 古代城柵官衙遺跡検討会の別表
を改変